

《研究論文》

1991年モンゴル人民共和国教育法の分析

広島大学大学院・院生 ルハグワ アリウンジャルガル

ABSTRACT

An Analysis of the Education Act 1991 years, the Mongolian People's Republic

Ariunjargal LKHAGVA

Graduate student, Hiroshima University

Mongolia had maintained the socialist system over the long term of 70 years. However, in the late 1980s, perestroika occurred in the Soviet Union instituted by Mikhail Gorbachev and this wind of reform began to blow in the People's Republic of Mongolia bringing major changes in the society as a whole.

This wave of reform led to the complete abolishment of the socialist system and the democracy - based new constitution adopted in 1992 proclaiming Mongolia as a democratic country.

However, new Education Act was enacted on 1st August 1991, before the new Constitution. This new Education Act emphasized basic principles of “right to education of the people” and “freedom of education”, which based on the principles of “democracy” and “public participation”. This act included 6 contents that show characteristic as follow. 1) enables establishment of private educational institutions, 2) enables establishment of religious schools, 3) enables establishment of non - forma education, 4) protects the right to education in mother tongue, 5) intends to improve public participation in education, 6) defines the rights of the teachers and learners.

The fact that the new Education Act was enacted even before the proclamation of the Mongolia's new democratic system is very interesting. Therefore, this paper aims to reveal the reasons and the actual process of the approval of the above mentioned Education Act. And at the same time, it aims to thoroughly analyze the contents, provisions and features of this Education Act.

I 課題設定

本稿は、近年のモンゴルにおける教育行政制度の具体的な展開過程を解明する研究の一環として、1995年教育法及び2002年教育法の土台となった1991年モンゴル人民共和国教育法（以下、新「教育法」と略記）規定内容を検討し、その特徴を明らかにすることを主たる目的としている。

モンゴルの近代的な教育制度のはじまりは、20世紀初期である。1921年の「人民革命」によって、当時のモンゴル社会の各分野において新しい取り組みが始められた。例えば、教育分野では

1921 年 8 月に、正式に一般市民を対象とした初めての学校が設立され、1922 年からは教員養成のための師範学校も開設された。1921 年以前のモンゴルの教育は、宗教教育に限られ、学習言語はモンゴル語ではなくチベット語であった。ただし、新しい制度が導入されたにもかかわらず、宗教、とりわけ仏教の強い影響は 1938 年から 1939 年にかけて、仏教寺院が強制的に閉鎖されるまで続いていた。1990 年代までの基盤となったのは、1931 年に制度化された四・三・三年制の学校体系を基盤とした制度であり、モンゴル人民共和国の教育は、革命党中心の体制下で変容・展開されてきた。

周知のように、モンゴルの諸制度は 70 年の長期にわたりソ連の大きな影響下にあったが、ソ連のペレストロイカと歩を同じくして、モンゴルの民主化運動が始まった。同運動は 1984 年のツェデンバル (Юмжаагийн Цэдэнбал) 書記長失脚に始まり、ソ連のペレストロイカを受けて 1986 年から「発展の加速化」をスローガンに、モンゴル版ペレストロイカ (Өөрчлөлт шинэчлэлт) が実施され民主化の基礎が形成されていった。1987 年には、企業の自主管理権拡大などを経て、1989 年に 11 月に「モンゴル民主連盟」の結成に発展したが、これは同年のベルリンの壁崩壊、東欧の民主化、ソ連の民主化と同時期である。民主連盟を中心とした民主化運動は、デモ、集会、ハンストなどを実行し、1990 年 3 月 14 日、人民革命党による一党独裁を放棄させ¹、1992 年にはモンゴル人民共和国からモンゴル国への改称をなし、社会主義体制から完全に離脱した。このような状況下、社会主義体制からの完全離脱直前の 1991 年のモンゴル人民共和国時代に成立したのが、1991 年新「教育法」であった。

ところで、本研究に関連する先行研究としては、社団法人日本モンゴル協会 (1995)²、バトジャンツァン・ヒシグデルゲル (2006)³、小出達夫 (2006-2010)⁴、Gita Steiner-khamsi, Ines Stolpe (2007)⁵ などが挙げられる。日本モンゴル協会の調査報告では、1994 年 9 月の新学期時点におけるモンゴル教育の現状を概説している。ヒシグデルゲルは、変動期の社会背景を中心にモンゴルの教育状況を概説しており、小出は教育改革に関わった人々へのヒアリング調査の実施、Gita と Ines はモンゴルの教育制度の史変遷および現状を概観している。しかし、これらの先行研究は、モンゴル教育の現状の一側面を把握する上では一定の評価ができるものの、モンゴルの教育行政制度の現状を整理し、その課題を明らかにする、あるいは教育法規の検討という視点から見た場合、十分な成果を示しているとは言い難い。

1990 年代初期、社会主義憲法にかわる新憲法 (1992 年 1 月 13 日発布：Монгол Улсын Үндсэн Хууль) は、1992 年 1 月に人民大会議によって制定されるが、同憲法は、国の主権が実質的、形式的にも人民革命党中央委員会政治局にあった 1990 年以前の状況とは大きく異なり、自由主義的な民主主義を強く主張したものであった。民主化が一定程度進展した後、完全な脱社会主義体制下で成立した最初の教育法は 1995 年教育法であったが、実際には 1995 年教育法、及び 2002 年教育法の土台となったのが、モンゴル人民共和国時代に発布された 1991 年モンゴル人民共和国教育法であったのである。以下、同法の成立背景とその中身を検討してみたい。

II 1991 年新「教育法」の成立背景

ソ連のペレストロイカの影響を受ける中、1986 年 5 月の第 19 回人民革命党大会を機に始まった「質と効率」を求める経済改革は、次第に政治革命の動きへとその向きを変えていった。その直後、「教育制度改革」に関する人民革命党中央委員案が発表され、国民討議に付された（1986 年 7 月）。そして、1986 年 12 月、閣僚会議において「普通教育制度改善措置」（28 号決定）が出され、実践教育の重視や政治教育の時間短縮などが目指されると同時に、普通教育年限をそれまでの八年制、十年制の学制からそれぞれ 1 年延長し、四・五・二年制の普通教育九年制、高校教育含む十一年制へと大幅な変更が行われた。

上述の改革は、1985 年にソ連で進められた教育改革と軌を一にするものであったが、予算、教師、教室等々の物理的側面の不備や、改革期の政治的・経済的混乱、さらには国民、特に地方住民の教育加重感などが起因し、実験的に数校が導入されただけであった。つまり、実際には殆ど普及することなく、1991 年に新「教育法」が制定され、再び八年制、十年制のシステムに戻されたのである。新教育法では、就学年限が 8 才からの十年制に戻り、学校制度は六・二・二年制が導入された。新「教育法」の発布と関連して、1990 年、教育省付属教育振興案作成委員会が「国民教育振興の指針案」⁶を示し、同指針が後の「モンゴル教育発展の基本指針」（1991 年 7 月 18 日、教育大臣令第 284）として承認された。加えて、ソ連との協力連携関係が次第になくなったこともあり、ソ連の教育制度・内容から解放されたモンゴル独自の教育改革が進められることになった。1991 年の教育改革の主な項目として、次の 5 点をあげることができる。

1. モンゴル文字の復旧⁷
2. モンゴルの歴史・伝統・文化の見直し
3. 西側先進諸国の教育方式の導入と市場経済に対応した教育の内容
4. 第 2 外国語としての英語の導入
5. 教育の中央集権的管理体制を廃止し、各学校における自由裁量権の付与、高等教育機関への自治権の付与

モンゴル文字の復活は、モンゴル民族のアイデンティティの復権を目指したものであるが、政府は 1991 年から全学校へのモンゴル文字の導入および、1995 年までに初等学校の全教科をモンゴル文字で教授すること、モンゴル文字の古典文学、教科書、本、新聞の発行と教師用指導書の開発、出版を行うこと等を決定した。これらの実施に際して、政府は国連機関である UNESCO からの協力を依頼した⁸。同改革以前の社会主義時代は中央集権的管理体制の下、全ての学校において同一カリキュラムで授業が進められ、地方の学校における教育の独自性は殆ど認められていなかった。しかし、この教育改革において教育の地方分権化が押し進められ、地方の学校は中核的カリキュラムの教授に加え、地域ごとの独自の教育を施すことが可能となった。また、高等教育分野においても、各大学、高等専門学校は独自の教育プログラムを開発することができるようになった。

このように、1989 年末の民主化以降の教育改革動向は、それまでの幾多の教育改革とは質的に大きな相違をみせる形で展開し、教育の内容、システム、理念までを抜本的に変える大改革へと発展していったのである。

Ⅲ 1991 年新「教育法」の誕生とその内容

1991 年 7 月、「モンゴル教育発展の基本指針」が出された後、社会主義教育を排除した新「モンゴル人民共和国教育法 (Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын Боловсролын хууль)」(1991 年 8 月 1 日施行) が発布されたが、これは社会主義放棄を正式に宣言した新「憲法」が発布される半年も前であった。このように、教育法制定時点では、まだ社会主義を完全に放棄した新憲法は制定されておらず、額面上は旧システムのままであった。しかしながら、1990 年 5 月には多党制による民主選挙がすでに実施されており、実質的な自由化が進んでいたことから、内容的に極めて民主的な新「教育法」が制定されることになった⁹。新「教育法」は、これまでのものとはその理念、内容、制度等々の面で大きく様変わりするものとなった。同改革の根本は、それまでのマルクス・レーニン主義的教育を廃止し、人間中心主義的教育を施すことにあった¹⁰。また、新教育法の制定に関連して、本法の制定以前の 1990 年 12 月、「中等教育学校の組織、教育内容改善方針 (Дунд сургуулийн бүтэц сургалтын агуулгыг өөрчлөх чиглэл)」の決定後、1991 年 1 月 10 日にモンゴル人民共和国国民教育省 (Ардын Боловсролын Яам) 大臣規定第 17 号、1991 年 4 月に「幼稚園の教育内容改善方針 (Хүүхдийн цэцэрлэгийн хүмүүжил сургалтын агуулгыг өөрчлөн шинчлэх чиглэл)」、1991 年 7 月に「中等教育学校の教育方法改善方針 (Ерөнхий боловсролын сургуулийн хүмүүжлийн тогтолцоог өөрчлөн шинэчлэх чиглэл)」、1991 年 9 月 24 日に「モンゴル人民共和国国民教育省大臣規定第 379 号」などが矢継ぎ早に提示され、学校教育の改善と市場経済への適合が強く意図され、その実施が急がれていった。

さて、制定された新「教育法」は第 1 章「一般原則」、第 2 章「教育機関の体系」、第 3 章「教育行政」、第 4 章「教育機関の予算、学校寮」、第 5 章「教育活動に参加する関係者の権限と義務」、第 6 章「その他」で構成され、全 30 条からなる。同法の規定内容の詳細は下の通りである。

① 第 1 章 一般原則

まず、第 1 章はモンゴル教育の「一般原則」に関する 7 条からなる規定で構成されている。その第 1 条は、モンゴル人民共和国教育法の目的を以下のように明示している。

第 1 条 モンゴル人民共和国教育法の目的

モンゴル人民共和国教育法の目的は国民の教育を受ける権利を満たすための関連の諸条件を整えることである。

続いて同章では、「モンゴル人民共和国の教育は、人道的、民主的、かつ継行的に行ない、民族及び人類文明の文化と伝統、科学を基本原則とする」(第 3 条 1 項) とし、教育施策の実施にあたっては、「教育は国家の保護、管理下にある。」と規定した。さらに、本法第 3 条「教育の基本」において、「国民に母語で教育を受ける機会を提供する。」と規定し、少数民族の母語での教育を正式に法定したことは民族的教育の提供という点において極めて意義深い。また、第 4 条の「国民の教育を受ける基本的権利と責任」においては、

第 4 条 国民の教育を受ける基本的権利、責任

1 各段階の学校、コースでは、無償および有償で教育を受けることができ、就労期間中の教育が保障されるとともに、多様な専門を学習し、学位を取得することができる。と規定され、社会主義時代においては考えられなかった「教育の有償」を初めて認めた。また、同条第2項では、「17歳までに義務教育を修了すること」を定めている。加えて、第5条「教育制度」に関しては、

第5条 教育制度

モンゴル人民共和国の教育制度は、就学前教育、普通教育、職業教育からなる。と規定して3種類の教育を明示するとともに、「正規教育もしくは非正規教育を受けること」を可能とし（第6条第1項）、非正規教育については、「民間企業、民間機関、個人が行うことができる」（同条第2項）、かつ、その「教育内容は自由である」（同条第3項）と定めている。さらに、続く第7条「教育の証明書」に関しては、

第7条 教育の証明書

- 1 国家が規定した教育水準の要件を満たした国民には（要件を満たす方法は問わない）教育証明書を教育機関、科学研究所から授与する。
 - 2 教育証明書の授与規定は、政府中央機関が決定する。
- と定め、公的な教育証明書に関する授与権者を明示している。

② 第2章 教育機関の体系

第2章は、教育機関の体系について規定されている。同法第8条は、同国の教育機関を「正規機関、非正規機関と教育科学機関」の3つからなる（同条第1項）と規定するとともに、「就学前教育機関（保育園、幼稚園）、普通教育機関（初等中等教育機関）、職業学校を正規教育機関」（同条第2項）とし、「教育科学機関については、教育の展開及び教授法の基本方針を確定し、それに関する研究を行う機関である」と規定している。同法は、この規定を受けて、さらに第9条「就学前教育機関」、第10条「普通教育学校」及び第11条「職業学校」の3か条においてそれぞれの教育機関の目的や形態等について以下のように規定している。

第9条 就学前教育機関

- 1 保育園(ясли)は、3歳までの幼児を保育する機関であり、幼稚園(хүүхдийн цэцэрлэг)は、3歳から8歳までの幼児の身体、心理の特徴に適用する知識、活動の習慣を身に付けさせるための機関である。
- 2 保育園、幼稚園は、通常、保護式¹¹、ケア式¹²等の各形態を可能とする。

第10条 普通教育学校

- 1 普通教育学校とは、学習者が自主学習をする力、自立的に生きる基礎を身に付ける教育活動を行い、普通教育を施すことを目的とする教育機関である。
- 2 普通教育学校は、6年間の初等、2年間中等教育前期（義務）、2年間中等教育後期、専門準備の9年及び特殊学校、特別学校であり、昼間、夜間、通信制、交代制の形で教育を行うことができる。

- 3 普通教育の基準及び教育内容は、教育関係の政府中央機関が決定する。

第 11 条 職業学校

- 1 職業学校とは、国民に専門知識を習得させ、専門知識の発達および、専門学位を取得させることを目的とした教育、科学、研究の機関である。
- 2 職業学校は、昼、夜間、通信の形で教育を行い、初等、中等、高等及び一貫制となっている。
- 3 教育担当の政府中央機関は、職業教育の基準を決定し、内容に関する統一的政策を規制する。
- 4 国家が規定した教育内容や教授法、科学技術の基準を満たした専門高等学校（大学）は、法律に従い、自立した活動を行う。

また、本章第 12 条「宗教学校」では、「モンゴル人民共和国では宗教学校を設立することができる。宗教学校の活動は、関連の法律の決定によって規制される。」と定め、本法において初めて宗教学校の設立を認めたのであった。

③ 第 3 章 教育行政

次に同法は、「教育行政」に関して次のように規定する。

第 3 章 教育行政

第 13 条 教育行政

- 1 モンゴル人民共和国では、教育に関する国家政策の基本は、モンゴル人民共和国の国権の最高機関が決定し、モンゴル人民共和国の内閣がこれを施行する。
- 2 教育活動への指導義務は、教育担当の政府中央機関及び地方行政機関がこれを負う。これらの機関の権限は、モンゴル人民共和国の内閣が決定する。

以上のように定め、教育行政権限は中央機関にあるように定めた。また、本章第 14 条では、「教育専門審査」に関する規定を定め、教育審査に関する規則制定権を内閣に留保させている。続く第 15 条において、同法は、「教育機関の管理」に関して以下のように規定し、公的教育機関の管理権限を政府中央機関に置くものの、本法において初めて「教育機関の審査や支援を行う目的の委員会」を規定し、しかもその構成メンバーに広く国民代表を加えている点などは大いに注目されよう。

第 15 条 教育機関の管理

- 1 国有財産で設立された教育機関の管理は、教育担当の政府中央機関あるいは当該機関に権限を付与した機関で選ばれた管理者が行う。
- 2 教育機関の諸規則は、教育担当の政府中央機関がこれを決定する。
- 3 教育機関の活動を審査し、支援を行う目的で同教育機関の代表や公共代表のメンバーで構成された委員会を置くことができる。当委員会の諸規則は、教育活動担当の政府中央機関が決定する。

確かに、上記委員会の諸規則は政府中央機関が決定するものの、教育活動への国民の参加を認

めた点は注目される。また、第 16 条では以下に示すように「学習者の実習，研修」について決定するとともに、続く第 17 条「教育機関の設立，更新，解散」においては、教育機関設定の条件を満たせば、資金の私費，公費を問わず設立することができることを明示するとともに、私立教育機関の設立をも法認している。

第 16 条 学習者の実習，研修

- 1 各段階の学校は学習者の実習，研修を行う付属機関をもつ。
- 2 公立の各段階の学校の実習所，研修所のリストは，国立学校の場合にはモンゴル人民共和国の政府，地方予算で成立した学校の場合は地方教育行政機関が作成する。
- 3 各段階の学校は，実習所，研修所と契約を結ぶ。

第 17 条 教育機関の設立，更新，解散

- 1 教育機関は，専用の校舎（建物・施設），教材，教員等の条件を満たした場合，設立財産の形式を問わず，これを設立することができる。
- 2 教育機関の設立，更新，解散等に関することは，教育活動担当の政府中央機関，あるいは当該機関に権限を付与した機関の承認に基づき決定する。教育機関の校舎（建物・施設）は，その目的に従って使用する。
- 3 外国において，モンゴル人民共和国の教育機関を設立する際には，モンゴル人民共和国の教育担当の政府中央機関の承認に基づき，当該外国の該当機関と締結した契約に従い，これを決定する。
- 4 モンゴル人民共和国において，外国の教育機関を設立する場合，設立者はモンゴル人民共和国の教育担当政府中央機関と交渉して，これを決定する。

そして、本章最後の第 18 条「教育機関の登録と教育活動停止」において、「教育機関の登録は政府中央機関が行う」（同条第 1 項）とするとともに、「教育基準を満たしていない教育機関の活動停止等の処分」についても「政府中央機関が当該処分を決定する」（同条第 2 項）ことを明示した。

④ 第 4 章 教育機関の予算，学校寮

さらに、同法は、教育機関の予算や学校寮について次のように定めている。すなわち、「公的教育機関の予算は，国及び地方の予算，学費，寄付金からなる」（第 19 条第 1 項）とした上で、私立の教育機関に対しては、「国が補助金を出し，支援を行うことができる」（同条第 2 項）とした。また，教育予算は「生徒 1 人当たりの教育費を基準とし，その基準は内閣が決定すること」（同条第 3 項）と合わせて、「決定された予算に応じて，職業専門学校学生のための奨学金の創設」（同条第 4 項）や「教育予算の目的外流用の禁止」（同条第 5 項）なども定められた。続く第 20 条「学校寮」では、「家から通学困難な生徒のために，普通教育学校には付属寮を設置すること」（同条第 1 項）を規定するとともに、「寮生徒への食費や日常衛生用品の提供」さらには「年度開始や年度末の帰省のための交通費の提供」も地方行政機関が行うとしており（同条第 2 項），社会主義的な臭いを残した規定内容が興味深い。

⑤ 第5章 教育活動に参加する関係者の権限と義務

次の第5章では、教育活動に参加する関係者の権限と義務について定められている。まず、「教師の権利」について、第21条は、以下のように定めている。

第5章 教育活動に参加する関係者の権限と義務

第21条 教師の権利

教師は以下の権利を有する。

- 1 教育活動を行う際の、必要な条件を提供される権利
- 2 教育を行う際に、科学に基づいた方法を選択し、使用する権利
- 3 必要に応じ、生徒やその父母及びその他の保護者による教育活動に対する意見具申
- 4 生徒の能力、体力に関する評価を行なう権利
- 5 生徒に教育の選択を与えるとともに、その特殊教育の実施、研究を行う権利
- 6 教員の専門に関する免許および学位の取得¹³

続く第22条は、「教師の責務」として、「教員としての倫理、職責を自覚し、生徒の模範になり、指導する責務」（同条第1項）、「教育を日常の生活と関連づけ、科学に基づいて行う責務」（同条第2項）、「理論的知識と教授法、資質能力向上に努める責務」（同条第3項）、「生徒に自主学习させ、専門的知識を獲得させるとともに、生活する習慣を学ばせる責務」（同条第4項）といった職責を明示し、権利だけではなく、その責任も明確に求めている。

一方、同法は、第23条において「学習者の権利」についても定めている。同条によると、学習者自身に「学習権が保障される」（同条第1項）ことが明示された上で、「必須科目以外の授業を履修する権利」（同条第2項）や、「学校委員会メンバーに選ばれる権利」（同条第3項）、「飛び級、同時に複数の専門授業を受講する権利」（同条第4項）、「就業しながら学習する権利、奨学金の給付及び授業料免除を受ける権利」（同条第5項）、「学修した専門分野あるいは興味ある専門分野で働く権利、さらには仕事の自由選択権」（同条第6項）が定められた。また、続く第24条では、「学習者の責務」も規定され、「学習者は定められた期間中に所定の学習カリキュラムを学習し、授業内容を習得する責務を負う」ことも求められている。

次に、第25条では、「未成年学習者の父母及びその他保護者の権利」として、「子どもの学習する学校やその方法の選択権」（同条第1項）、「教育機関や教師の活動に対する意見申出権」（同条第2項）、「子どもについての評価を知る権利」（同条第3項）などが定められており、保護者らの権利に対しても至当な配慮を行っている。同時に、保護者らの責務についても、第26条にて、幼少期からその才能、資質能力を発達させ、教育を受ける権利を与えるとともに、教師と協働し、進学相談や、専門の選択を行なう際の支援、学校や教師の必要な要求に応じること、さらに子どもを教養育する方法を取得することなどの責務があるとした。

次に、第27条及び第28条では、民間企業等の権利及び責務について規定されている。まず民間企業等の権利としては、自社のニーズに対応した「専門家の養成を求めるとともに、その契約を結ぶ権利」「契約学習者、注文学習者の学習内容について意見、要請を行う権利」「法律に従い、専門的な学習活動を行う権利」「教育機関を支援、協力する権利」の4つの権利が規定されている。

また、その責務については、企業内の「契約学習者、注文学習者の学費を代納する責務」と「職員自身が教育を受ける際の支援、職員がその子どもの教育を行なう際を支援する責務」の2つ責務が規定された。

⑥ 第6章 その他

そして、最終の第6章では、同法違反者の処罰（第29条）と、「同法施行日を1991年8月1日とすること」（第30条）が示されている。

IV 結語—1991年新「教育法」の諸特徴

以上、1991年モンゴル人民共和国教育法の誕生背景や規定内容を検討してきた。その結果、以下のことを指摘できる。

それまでの旧「教育法」（1982年12月施行）が教育の目的を、

社会のすべての成員がマルクス・レーニン主義、プロレタリア国際主義、平和主義の思想をもつとともに、ソ連や他の社会主義国との友好に忠実で、党や人民の改革的で勤勉なそして戦闘的な伝統と名誉を継承し、社会主義法を遵守する（中略）国民を育成することである。

（前文）

と規定していたのに対して、新「教育法」では「社会主義建設に寄与する人材の育成」といった旧来の教育目的は全く放棄され、教育の目的を「モンゴル人民共和国教育法の目的は国民の教育を受ける権利を満たすための関連の諸条件を整えることである」と規定した点は、まさに刮目すべき特徴的な変更点である。さらに同法は、教育が「国家の管理下にある」としながらも、国民への教育の提供に際して、国民の「自由」と「学ぶ権利」を強調する姿勢がはっきりと看取される点も特徴的であるといえよう。例えば、その事例として、従来同様、教育の無償を規定しつつも、同時に有償による教育提供を認めているし、正規教育にとどまらず、非正規教育も法認していることである。そして、この非正規教育については民間企業や個人の参入を認めるとともに、私立学校、宗教学校の設立も認められている点などは、その代表的な部分である。

また、新「教育法」では初めて教育の専門的な審査を、教育担当の政府中央機関所属の教育審査局が行うとし、教育審査のための諸規則はモンゴル人民共和国の内閣が決定することとなり、国直属の教育審査局が設立された点も特徴的である。

新「教育法」でもう一つ興味深く、かつ特徴的な点は、第15条の教育機関の管理に関する規定である。同条の第3項では「教育機関の審査や支援をする委員会の設置を認め、その委員会の構成メンバーは、国家代表と公共の代表（「普通教育学校においては“学校委員会”を設置し、委員会は教員、生徒保護者代表者から構成される」と定めている¹⁴⁾）から構成される」とし、教育活動に関する国民の参加を認めている点である。

この委員会に関しては、新「教育法」は本規定のみであるが、新「教育法」施行（1991年8月1日施行）の3ヶ月後、1991年11月13日付け、モンゴル人民共和国教育大臣委員会を経て教育大臣決定¹⁵⁾「委員会¹⁶⁾規則決定について」（以下の通り）が示されている。

モンゴル人民共和国国民教育省教育大臣決定

委員会規則決定について

モンゴル人民共和国の教育法執行の目的で命令する。

1. 教育機関委員会の規則は付録にて決定する。
2. 本規則を1991年12月1日から執行する。施行は、県教育所所長、都教育所所長、各段階の学校長が行う。

教育大臣：N.ウルタナサン

出典：「Ардын Боловсролын Яамны сайдын тушаал Зөвлөлийн дүрэм батлах тухай」を基に筆者作成。

1991年11月13日の教育大臣委員会会議の議事録¹⁷によると、この委員会設置の狙いは、「学校が社会から距離を置きすぎているため、学校活動を審査し、これを支援するための委員会であること」とされ、委員会の構成人数に関しては「各学校段階によって当委員会の人数を決定すること」、また、委員会の義務として「教育機関における教育活動を審査し、支援すること」「委員会は学校活動に民主主義的な発想を取り入れ、決定事項に関して委員の意見に基づくこと」などが示されていた。つまり、この委員会の設置によって、以前のトップダウン式の学校管理ばかりではなく、学校の関係者の意見を取り入れた民主的な手法をも認めた点は注目される特徴といえよう。

新「教育法」により、幼稚園から大学までの私立学校および宗教学校の設立、公教育への参加などが可能になったことで、確かに以前の社会主義時代と比べ、学校を取り巻く諸制度は大きく変更されたものの、教員養成システム、教科書制度の改変や学校現場の実態改善に向けた実効性ある政策は未だ打ち出されておらず、教育の質保証といった点においては、なお不十分な状況にあるといわざるを得なかった。

いずれにせよ、1991年に成立した新教育法は、前述したような諸特徴を備えたものであり、幾多の課題を包摂しながらも、モンゴル教育史上、それまでの社会主義的教育体制を否定した最初の本格的教育法令として高く評価されるべき教育法であった点は間違いあるまい。

[付記] 本稿は、平成24年度西日本教育行政学会研究助成事業の成果の一部である。

【註】

- 1 「モンゴル国」『国際理解教育と教育実施 1 アジア諸国の社会・教育・生活と文化』、エムティ出版、1994年、279頁。
- 2 「現地調査報告」『モンゴルの教育改革』財団法人日本モンゴル協会、平成7年3月。
- 3 バトジャンツァン・ヒシグデルゲル「変動期におけるモンゴルの教育の現状と課題」『教育学論叢』第24号、国士舘大学教育学会、2006年、73-94頁。
- 4 小出達夫「モンゴル人と教育改革：社会主義から市場経済への移行期の証言」『北海道大学大学院教育学研究紀要』(1) 第98号、2006年、263-302頁；(2) 第100号、2007年、167-219頁；(3) 第102号、2007年、161-193頁；(4) 第106号、2008年、149-181頁；(5) 第109号、2009年、19-50頁；(6) 第111号、2010年、41-63頁。
- 5 Гита Стайнер-Хамси, Инес Штольпе “Боловсролын бодлогын импорт Даяар шинэчлэл ба Монголын орон нутгийн хүчин зүйлс” Нээлттэй нийгэм форум, 2007он. 英訳: *Educational Import-Local Encounters with Global Forces in Mongolia*, Gita Steiner-khamsi, Ines Stolpe.
- 6 アルディンエルフ新聞 1990年5月17日。
- 7 1941年に当時の政府は、不合理で学習に困難なモンゴル文字を、覚えるのに容易で話し言葉に近いキリル文字（ロシア文字）を基礎にした新文字へ移行することを決定した。これにより、1963年までに識字率が90%となった。後藤田遊子「モンゴルにおける教育の現状と課題」*East Asian studies* (3), 1999年、2頁。
- 8 後藤田遊子「モンゴルにおける教育の現状と課題」*East Asian studies* (3), 1999年、3頁。
- 9 鯉淵信一「グローバル化のもとでのモンゴルの教育改革—教育の国際化を目指して—」『東アジアにおけるグローバリゼーションと国際化教育 平成18・19年度研究プロジェクト』亜細亜大学アジア研究所、第68号、2009年、49頁。
- 10 財団法人日本モンゴル協会、平成7年、7頁。
- 11 孤児或いは他に保護する必要がある場合（例えば：貧困等）幼児を世話する。
- 12 障害を持つ幼児の介護や治療などを行う。
- 13 モンゴル語で「Багшийн мэргэжлийн болон эрдмийн цол хүртэх」であり、日本語に訳す場合は「教員に関する免許および学位の取得」としたが、教員が自分の保持する学位以上の学位を取得する権利。
- 14 1991年11月13日付け決定の学校委員会規則3.1.1。
- 15 Ардын Боловсролын Яамны сайдын тушаал Зөвлөлийн дүрэм батлах тухай. МУУТА (Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив-モンゴル国家(民族)中央公文書館 2011年10月24日現地調査)。ФАЗ-6-5-60. 教育機関委員会の設置についての決定や、会議議事録についてはモンゴル国家中央公文書館にて確認できたが、委員会規則についての教育大臣決定の番号は書かれていなかった。
- 16 ここでいう「委員会」は、普通教育学校における“学校委員会”、これを含めた各教育機関（幼稚園、普通教育学校、大学まで）の委員会を指している。以下、“学校委員会”と記述していない場合は各段階教育機関の委員会を指す。
- 17 МУУТА. ФАЗ-6-5-59.